

プール洗浄排水等による水質異常事故防止について

今年もプールを使用する季節となっております。プール使用に先立ちプールの清掃を行います。この際の洗浄排水には、高濃度の消毒用塩素系薬品(さらし粉等)や濁りを含む場合があります。

この水を、雨水側溝(雨水管)など直接河川等の公共用水域に流入する排水系統に流すと、魚が死んだり、濁水で川が汚れたりする水質異常事故が発生するおそれがあります。また、通常のプール使用中の排水でも、消毒用薬品の残留量によっては魚斃死事故を起こすことがあります。

つきましては、公共用水域の水質異常事故を未然に防止するために、下記の事項に十分留意されるようお願いいたします。

記

- 1 さらし粉等塩素系の消毒薬品は、取扱説明書にしたがって正しく使用してください。
- 2 魚は塩素に弱いので、洗浄排水は還元剤を使用するか十分日光にさらす等、残留塩素のないことを確認してから排水してください。
- 3 消毒薬品の保管管理には十分注意してください。また、残った薬品は還元剤などで無害化してから処分してください。
- 4 清掃時の濁水は沈殿処理後排水するか、下水の污水管に流すようにしてください。
- 5 水質異常事故が発生すると大きな社会問題となります。プール清掃を委託して実施する場合は、委託業者に対しても水質事故防止の指導を行ってください。

連絡先: 環境部環境保全課 水・土壌環境担当
電話 直通 620 - 7217